

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政
令の整備及び経過措置に関する政令 参照条文 目次

○ 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）（抄）	1
○ 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条の規定による改正後の覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）（抄）	2
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）	6
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	6
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）	7
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）	8
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）	8
○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第七十一号）（抄）	8
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）	9
○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（抄）	9
○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）（抄）	10
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）	10
○ 覚せい剤取締法施行令（昭和四十八年政令第三百三十四号）（抄）	11
○ 覚せい剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）（抄）	12
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）	12
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）	13
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）	13
○ 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）	14
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	15
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）	15

○ 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十二条及び第三十九条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定、第四条（覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定に限る。）の規定及び第六条の規定並びに次条、附則第五条、第六条、第八条、第十一条第二項、第十六条及び第二十条の規定、附則第二十二条（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の五第二項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第二十三条、第二十八条、第三十一条、第三十四条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第三条及び附則第七条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（施行前の準備）

第十二条（略）

2～13（略）

14 第四条の規定による改正後の覚醒剤取締法（以下この項及び次項において「新覚醒剤取締法」という。）第三十条の六第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、施行日前においても、新覚醒剤取締法第三十条の六第一項ただし書又は第三項ただし書の規定の例により、その申請を行うことができる。

15 厚生労働大臣は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新覚醒剤取締法第三十条の六第一項ただし書又は第三項ただし書の規定の例により、許可をすることができる。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずる。

（処分等の効力）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条及び次条において「改正後の各法律」という。）の規定

定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の各法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○ 医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条の規定による改正後の覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)(抄)

(用語の意義)

第二条 この法律で「覚醒剤」とは、次に掲げる物をいう。

一 三 (略)

2 この法律で「覚醒剤製造業者」とは、覚醒剤を製造すること(覚醒剤を精製すること、覚醒剤に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚醒剤にすること、及び覚醒剤を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。以下同じ。)、及びその製造した覚醒剤を覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者に譲り渡すことを業とすることができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

3 この法律で「覚醒剤施用機関」とは、覚醒剤の施用を行うことができるものとして、この法律の規定により指定を受けた病院又は診療所をいう。

4 この法律で「覚醒剤研究者」とは、学術研究のため、覚醒剤を使用することができ、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚醒剤を製造することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

5 この法律で「覚醒剤原料」とは、別表に掲げる物をいう。

6 この法律で「覚醒剤原料輸入業者」とは、覚醒剤原料を輸入することを業とすることができ、又は業務のため覚醒剤原料を輸入することができ、

きるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

7 この法律で「覚醒剤原料輸出業者」とは、覚醒剤原料を輸出することを業とすることができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

8 この法律で「覚醒剤原料製造業者」とは、覚醒剤原料を製造すること（覚醒剤原料を精製すること、覚醒剤原料に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚醒剤原料にすること、及び覚醒剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）を業とすることができるが、又は業務のため覚醒剤原料を製造すること（覚醒剤原料を精製すること、覚醒剤原料に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚醒剤原料にすること、及び覚醒剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）ができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

9 この法律で「覚醒剤原料取扱者」とは、覚醒剤原料を譲り渡すことを業とすることができ、又は業務のため覚醒剤原料を使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

10 この法律で「覚醒剤原料研究者」とは、学術研究のため、覚醒剤原料を製造することができ、又は使用することができるものとして、この法律の規定により指定を受けた者をいう。

（所持の禁止）

第三十条の七 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤原料を所持してはならない。

一（五）（略）

六 病院若しくは診療所の開設者、往診医師等又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の開設者（往診のみによつて飼育動物の診療業務を自ら行う獣医師を含む。以下同じ。）がその業務のため医薬品である覚醒剤原料を所持する場合

七 薬局開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料及び当該調剤のために使用する医薬品である覚醒剤原料を所持する場合

八 薬局、病院若しくは診療所において調剤に従事する薬剤師、病院若しくは診療所の管理者、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医療法第五条第二項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下「獣医師管理者」という。）若しくは飼育動物（同法第二条第一項に規定する飼育動物をいう。以下同じ。）の診療に従事する獣医師（飼育動物診療施設の開設者である獣医師及び飼育動物診療施設の開設者に使用されている獣医師に限る。以下同じ。）がその業務のため医薬品である覚醒剤原料

を所持する場合

九・十 (略)

十一 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受けた者が当該覚醒剤原料を所持する場合及び当該交付を受ける者の看護に当たる者がその者のため当該覚醒剤原料を所持する場合

十二 医師、歯科医師又は獣医師の処方箋の交付を受けた者が当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を所持する場合及び当該交付を受ける者の看護に当たる者が、その者のため、当該処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を所持する場合

十三 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受け、又は薬局開設者若しくは病院若しくは診療所の開設者から医師、歯科医師若しくは獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理するその医薬品である覚醒剤原料を所持する場合

十四 (略)

(譲渡及び譲受の制限及び禁止等)

第三十条の九 次の各号に掲げる場合のほかは、何人も、覚醒剤原料を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

一・二 (略)

三 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等又は飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため医薬品である覚醒剤原料を交付する場合及び薬局開設者又は病院若しくは診療所の開設者が医師、歯科医師又は獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を当該処方箋を所持する者に譲り渡す場合

四・五 (略)

六 病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師から施用のため医薬品である覚醒剤原料の交付を受け、又は薬局開設者若しくは病院若しくは診療所の開設者から医師、歯科医師若しくは獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者について、次のいずれかに該当する場合

イ 当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者が、その医薬品である覚醒剤原料を施用する必要がなくなつた場合において、その医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又はその医薬品である覚醒剤原料を譲り渡した病院、診療所、若しくは飼育動物診療施設の開設者に譲り渡す

場合

ロ 当該医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた者が、死亡した場合において、その相続人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者が、現に所有し、又は管理するその医薬品である覚醒剤原料を薬局開設者又はその医薬品である覚醒剤原料を譲り渡した病院、診療所、若しくは飼育動物診療施設の開設者に譲り渡す場合

七 第三十条の七第六号又は第七号に規定する者が、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けて、全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成っている医薬品である覚醒剤原料を当該医薬品である覚醒剤原料を譲り渡した同条第一号又は第三号から第五号までに規定する者に譲り渡す場合その他の厚生労働省令で定める場合

2 前項第六号の規定により、医薬品である覚醒剤原料を譲り受けた薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者は、第三十条の十四第三項（覚醒剤原料の譲受の届出）に基づく届出の後、厚生労働省令で定めるところにより、速やかにその医薬品である覚醒剤原料を廃棄しなければならない。

（廃棄）

第三十条の十三 第三十条の七（所持の禁止）第一号から第七号までに規定する者は、その所有する覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出て当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため交付した医薬品である覚醒剤原料又は医師、歯科医師若しくは獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を廃棄する場合には、この限りでない。

（事故等の届出）

第三十条の十四 第三十条の七（所持の禁止）第一号から第七号までに規定する者は、その所有し、又は所持する覚醒剤原料を喪失し、盗み取られ、又はその所在が不明となつたときは、速やかにその覚醒剤原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、同条第一号から第三号までに規定する者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、その他の者にあつては当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所において診療に従事する医師若しくは歯科医師、往診医師等若しくは飼育動物の診療に従事する獣医師が施用のため交付した医薬品である覚醒剤原料又は医

師、歯科医師若しくは獣医師の処方箋により薬剤師が調剤した医薬品である覚醒剤原料を廃棄したときは、三十日以内に、その医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

(国又は都道府県の開設する覚醒剤施用機関の指定手続)

第三十五条 厚生労働大臣は、国の開設する病院又は診療所について、第三条第一項(指定の要件)中指定権者に関する部分の規定及び第四条第二項(指定の申請手続)の規定にかかわらず、主務大臣と協議の上覚醒剤施用機関の指定を行うことができる。

2・3 (略)

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)(抄)

(法第五条第三号ニの政令で定める法令)

第一条の三 法第五条第三号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 (略)

二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)

三 十二 (略)

○ 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)(抄)

(他の法令の準用)

第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 十 (略)

十一 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三十条の十五、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項

、第三十六条並びに第三十七条
十二〜六十三 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定 (略)	読み替えられる字句 (略)	読み替える字句 (略)
覚せい剤取締法第三十五条第一項 (略)	主務大臣 (略)	当該病院又は診療所を開設する国立大学法人 (略)

3 (略)

○ 地方独立行政法人法施行令 (平成十五年政令第四百八十六号) (抄)

(他の法令の準用)

第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人 (第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務 (博物館又は美術館に係るものに限る。)) 及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。) を、都道府県 (都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。) 又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。

一〜五 (略)

六 覚せい剤取締法 (昭和二十六年法律第二百五十二号) 第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項、第三十五条第二項並びに第三十六条第一項及び第二項

七〜二十六 (略)

2〜4 (略)

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～八 （略）

九 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第四十条の二

十～四十三 （略）

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句、はそれぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
覚せい剤取締法第三十五条第一項	主務大臣	独立行政法人国立病院機構
(略)	(略)	(略)

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（抄）

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～百十 （略）

百十一 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

百十二～四百五十二 （略）

○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第七十一号）（抄）

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一・二 (略)

三 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一条の二(譲渡に係る部分に限る。)の罪

四〇九 (略)

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令(平成十七年政令第二百七十九号) (抄)

(他の法令の準用)

第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一〇六 (略)

七 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第

一項及び第三項、第三十六条並びに第三十七条

八〇三十一 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	覚せい剤取締法第三十五条第一項	主務大臣	(略)	主務大臣	独立行政法人地域医療機能推進機構
-----	-----------------	------	-----	------	------------------

○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令(平成二十二年政令第四十一号) (抄)

(他の法令の準用)

第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一～四 (略)

五 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五第一項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第四十条の二

六～三十 (略)

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
覚せい剤取締法第三十五条第一項	主務大臣	国立高度専門医療研究センター
(略)	(略)	(略)

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）（抄）

第三条 法第三十五条第四項第三号（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

四～十三 (略)

○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）

（免許等の欠格事由に係る罪）

第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合

を含む。)の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一〇七 (略)

八 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十四条(同法第四十一条第二項及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)、第四十一条の二第二項及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)、第四十一条の三第二項(同条第一項第一号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)、第四十一条の四第二項(同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。以下この号において同じ。))及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。))並びに第四十一条の五第一項(第三号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の罪

九〇四十六 (略)

2 法第四十一条第二項第二号イ(6)(法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一〇九 (略)

十 覚せい剤取締法第四十一条の五第一項(第三号に係る部分に限る。以下この号において同じ。))又は第四十四条(同法第四十一条の五第一項に係る部分に限る。))の罪

一一〇四十六 (略)

○ 覚せい剤取締法施行令(昭和四十八年政令第三百三十四号)(抄)

(情報通信の技術を利用する方法)

第一条 覚せい剤取締法(以下「法」という。))第十八条第一項の譲受人は、同条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。))の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2・3 (略)

(手数料)

第二条 法第三十八条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 覚せい剤製造業者の指定の申請をする者 一万三千八百円
- 二 覚せい剤原料輸入業者の指定の申請をする者 一万二千五百円
- 三 覚せい剤原料輸出業者の指定の申請をする者 一万二千五百円
- 四 覚せい剤原料製造業者の指定の申請をする者 一万二千五百円
- 五 指定証の再交付の申請をする者 イ又はロに掲げる指定証の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
イ 覚せい剤製造業者の指定証 二千八百五十円
ロ 覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証 二千六百五十円

○ 覚せい剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）（抄）

覚せい剤取締法別表第九号の規定に基づき、次に掲げる物を覚せい剤原料に指定する。

一〜四（略）

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）

（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）

第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一〜五（略）

六 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条の二（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第四十一条の三（同法第十九条若しくは第二十条第二項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第三項に係る部分に限る。）、第四十一条の四（同法第三十条の七、第三十条の九（譲渡に係る部分に限る。）又は第三十条の十一（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の十一又は第四十一条の十三の罪に当たる違法な行為

七十三 (略)

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令 (平成二十年政令第三百四十六号) (抄)

(児童の健全な育成に障害を及ぼす罪)

第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (次条において「法」という。) 第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 十六 (略)

十七 覚せい剤取締法 (昭和二十六年法律第二百五十二号) 第四十一条の二に規定する罪 (児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。)、同法第四十一条の三 (同法第十九条に係る部分に限る。)、に規定する罪 (児童に対して使用する行為に係るものに限る。)

()、同法第四十一条の三 (同法第二十条第二項又は第三項に係る部分に限る。)、に規定する罪 (児童に対して施用し又は施用のため交付する行為に係るものに限る。)、同法第四十一条の四 (同法第三十条の九に係る部分に限る。)、に規定する罪 (児童に譲り渡し、又は児童から譲り受ける行為に係るものに限る。)、同法第四十一条の四 (同法第三十条の十一に係る部分に限る。)、に規定する罪 (児童に対して使用する行為に係るものに限る。)、同法第四十一条の五第一項第三号に規定する罪、同法第四十一条の十一若しくは第四十一条の十三に規定する罪

(児童に対する譲渡し又は児童からの譲受けの周旋をする行為に係るものに限る。)、又はこれらの罪 (同法第四十一条の二第一項、第四十一条の三第一項、第四十一条の四第一項、第四十一条の十一及び第四十一条の十三に規定する罪を除く。)、に係る同法第四十四条に規定する罪

十八 二十四 (略)

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令 (平成十二年政令第十六号) (抄)

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務 (以下「標準事務」という。) は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの (以下「手数料を徴収する事務」という。) は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げ

る手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
(略) 五十八 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四条第一項及び第五条第二項（これらの規定を同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料製造業者の指定に係る理由に関する事務	(略) 覚せい剤取締法第四条第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の申請に係る理由	(略) 一万七千六百円
(略)	(略)	(略)
五十九 覚せい剤取締法第十一条第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る理由に関する事務	覚せい剤取締法第十一条第一項（同法第三十条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の再交付に係る理由	二千九百円

○ 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）（抄）

（他の法令の準用）

第十五条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。

一～三 (略)

四 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十条の十五、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条並びに第三十七条

五～十八 (略)

2 前項の場合において、覚せい剤取締法第三十五条第一項、医療法施行令第一条及び看護師等の人材確保の促進に関する法律施行令第二条中「

主務大臣」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構」と読み替えるものとする。

3 (略)

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（政令で定める法律の規定）

第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一〜六 (略)

七 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第八条第一項、第十四条第一項並びに第二項第一号及び第三号、第十七条第三項、第十八条第一項、第十九条第二号及び第四号、第二十条第一項から第四項まで、第三十条の七第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号、第三十条の九第三号、第三十条の十一第三号並びに第三十二条第一項

八〜十五 (略)

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（外国医療関係者による医療の提供の許可）

第九十一条 厚生労働大臣は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、次の各号に掲げる資格を有する者の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府、国際機関等から医療の提供の申出があったときは、それぞれ当該各号に定める法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その従事する区域及び業務の内容を指定して、外国において当該各号に掲げる資格に相当する資格を有する者（第三項において「外国医療関係者」という。）が、必要な限度で医療を行うことを許可することができる。

一 医師 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条

二 歯科医師 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条

- 三 薬剤師 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百六十六号）第十九条
 - 四 看護師 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十一条第一項
 - 五 准看護師 保健師助産師看護師法第三十二条
 - 六 救急救命士 保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可に際して指定した区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。
- 3・4 (略)
- 5 許可外国医療関係者については、外国において医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士に相当する資格を有する者をそれぞれ医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士とみなして、政令で定める法律の規定を適用する。
- 6 (略)